

広島県告示第五百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によって、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十二年十月一日

二 存続期間

免許の日から平成二十五年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十二年六月二十八日から平成二十二年八月二十七日まで

四 公示番号

区第四百二十四号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

位置

尾道市向東町加島地先

区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線によって囲まれた区域

基点一 加島一番浦東端

基点二 加島東端

ア 一から尾道市浦崎町カガラ山の高（百六十四メートル）を見通す線上百メートルの所

イ 一から尾道市浦崎町カガラ山の高（百六十四メートル）を見通す線上二百メートルの所

ウ 二から尾道市浦崎町カガラ山の高（百六十四メートル）を見通す線上二百メートルの所

エ ウからイウを結んだ線と直角に南西へ百メートルの所

六 地元地区

尾道市向東町、山波町、新高山二丁目、新高山三丁目、東尾道